

チ報告スベシ債権者前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタルトキハ組合ハ之ニ消滅ヲ爲シ又相當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併又ハ分割ヲ爲スコトヲ得ス
前二項ノ規定ニ違反シ合併又ハ分割ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ合併又ハ分割ハ之ヲ以ツテ當該債権者ニ對抗スルコトヲ得ズ
第二十二條 法人タル労働組合合併シタル時ハ合併後存續スル組合又ハ合併ニ依リ設立シタル組合ハ合併ニ依リ消滅シタル組合ノ権利義務ヲ承継ス
法人タル労働組合分割シタル時ハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リ設立シタル組合其ノ権利義務ヲ承継ス
第二十三條 法人タル労働組合合併シタル時ハ二週間以内ニ合併又ハ分割後存續スル組合ニツイテハ變更ノ登記ヲナシ合併又ハ分割ニ付テハ第五條ノ登記ヲナスベシ
第二十四條 勞働組合解散シタル時ハ一週間以内ニソノ事由及び年月日ナ行政官廳ニ届出ヅベシ但シ第二十條第四號ノ場合ハ此ノ限ニアラズ
第二十五條 法人タル労働組合解散シタル時ハ合併・分割又ハ破産ノ場合は除クノ外清算ナシシテ現存スル勞働組合ト看做ス、本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

トヲ忠リタル時

(五)民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲナスコトヲ忠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタル時

第三十條 非訟事件手続法第二百六條乃至第一百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ准用ス

附 則

本法ハ昭和六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス、第一條ニ掲タル事項ヲ目的トスル労働者ノ團體又ハソノ聯合團體ニシテ本法施行ノ際現存スルモノハニテ本法ノ労働組合ト看做ス、本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

ル民法第七十二條第三項及セ第七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル労働組合ノ清算監視ヲ準用ス

第二十六條 非訟事件手續法第三十五條第十六條及ビ第百三十六條乃至百三十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 陸海軍軍人軍屬ニツイテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働組合ノ組員トナルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ス

第二十八條 労働組合ノ代表者ハ左ノ場合ニ於テハ五十回以下ノ過料ニ處ス

(一)第二條第二十四條若クハ附則第三項ノ届出又ハ第五條ノ報告ニ付シテ忠リ又ハ虚偽の届出若クハ報告ヲ爲シタル時ニ二四條第三項ノ規定ニ違反シタル時
(二)第四條第三項ノ規定ニ違反シタル時
(三)第十二條ノ規定ニ違反シテ費用ヲ支出シ又ハ金錢ヲ収取シタル時

第二十九條 法人タル労働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十回以下ノ過料ニ處ス

(一)第五條第二十三條及ビ民法第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ忠リタルトキ
(二)第十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタル時
(三)民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタル時
(四)民法第八十一條ノ規定ニ違反シ被産宣告ノ請求ヲ爲スコト